

## 生徒心得及び規定

### 1. 登校・下校

(1) 登校…午前 8 時 35 分

下校…午後 4 時 55 分

\* 校舎は機械警備のため通常は指定された時間以外は入れない。

(2) 残留・休日登校…部活動その他で下校時刻以後も校内に残留したい場合や、休日に登校したい場合は、関係の先生の許可を得たのち、その 2 日前までに生徒部に特別活動願を提出すること。

(3) 登校後の外出…外出の際は必ず担任の許可を得ること。

(4) 通学に自転車を使用する者は「自転車通学届」を提出し、許可を得ること。

### 2. 服装

(1) 登校時の服装は制服とする。

\* 部活動で活動する日も含む。

富士高生としてのプライドを持ち、清楚でかつ品位ある身だしなみを心がけること。

(2) 履物については次の通りとする。

登・下校…靴。 校舎内…指定された上履。

運動場…運動シューズ。

体育館…体育館履。 柔道場・剣道場…裸足。

#### 〈服装〉

|                | 男子   | 女子   |
|----------------|--|--|
| 冬制服            | 詰襟、長袖シャツ、冬用スラックス、  | 冬用セーラー服上下、   |
| 夏制服            | 半袖ワイシャツ、夏用スラックス、   | 夏用セーラー服上下、   |
| 通学靴、コート<br>ベルト | 黒・紺・茶・グレーの無地のもので制服にふさわしいもの。<br>* 上記の条件で運動靴も可                                 |  |
| 希望購入品          | 紺、グレー、茶、白の無地カーディガン・Vネックセーター・ベスト<br>* 自分で購入する場合は希望購入品を参考にすること。<br>黒、ワンポイントは可、 | 紺、グレー、茶、白の無地カーディガン<br>* 自分で購入する場合は希望購入品を参考にすること。<br>黒、ワンポイントは可 |
| 靴下             | 白・黒・紺・茶・グレー等で無地のもの。  | 黒・紺のハイソックス、寒いときは黒のタイツ（無地で透けないもの）も可。                            |

〈夏・準制服の組み合わせ〉 5月1日～10月30日

|   | 男子  | 女子  |
|---|---|---|
| 上 | 上半袖ワイシャツ（制服）、白ポロシャツ（希望購入品）、半袖水色シャツ（希望購入品） | 夏用セーラー（制服）、白ポロシャツ（希望購入品）、半袖水色ブラウス（希望購入品）                  |
| 下 | 夏スラックス（制服）、夏チェックスラックス（希望購入品）              | 夏セーラースカート（制服）<br>夏チェックスカート（希望購入品）<br>* セーラーとチェックの組み合わせは不可 |

\* 夏服期間 6月1日～9月30日

冬服期間 11月1日～4月30日

\* 5月・10月は移行期間とし、夏制服、冬制服どちらでもよい。

移行期間中は、特に指示がない限り詰襟も着なくてもよい。

\* 夏服期間も式典の場合は制服を着用すること。

\* 休日・休業中に登校する場合も制服で登校すること。

\* 髪の毛の染色や脱色、アクセサリはしないこと。

\* 健康上の理由や身体的な理由等を個別の事情については別途考慮する。

「制服に関する届」を生徒部に提出し許可を受けること。

### 3. 欠席・遅刻・早退

(1) 欠席・遅刻・早退…朝（8時10分から8時25分の間）学校に電話連絡し、生徒手帳に理由を明記し、登校時に担任に届出る。

(2) 忌引…次の日数以内とする。所定の届提出。

父母…7日、祖父母…3日、兄弟姉妹…3日、伯叔父母…1日、曾祖父母…1日。

### 4. 進級及び卒業規定

(1) 第1・2学年 学年末成績において未履修科目のある場合は、進級を認めない。

3科目以上または、6単位以上が評定1の場合も進級を認めない。

(2) 第3学年 学年末成績において未履修科目（共通・選択を問わず）のある場合および3学年までの修得単位の合計が80単位未満の場合は卒業を認めない。

(3) 出席時数…各学年とも各期において1/3以上の欠課がある場合は成績を評価しない。学年末において1/3以上の欠課がある場合については履修単位を認定しない。

出席日数…各学年において1/3以上欠席の場合、進級（卒業）を認めない。ただし病気、その他特別な事由がある場合は対応措置を行うことがある。また、遅刻とは授業開始時より20分までのものとする。それ以降は欠課とする。

(4) 第3学年第四回定期考査において卒業認定の条件を満たさないものは卒業見込とはみなさない。

(5) 留学が認められた場合、留学中の単位修得の認定は、留学先での学習状況等を検討し、

通常の成果を収めたと認められている場合は、30 単位以内で本校の修得単位として認めることができる。

#### 5. 考査規定

- (1) 考査前に生徒机を 6 列（各列分離）に並べ、座席は出席番号順にする。
- (2) 担任、監督者の指示に従い、厳正な態度で考査をうける。
- (3) 試験中退室してはならない。
- (4) 考査時間割発表後（一週間前）より考査終了時までの各職員室の出入を禁ずる。
- (5) やむを得ない理由により受験できなかった場合は、教科担任に申し出て指示をうける。

#### 6. 貴重品の管理

- (1) 貴重品は鍵のかかるロッカーに保管する。部活動の時は、更衣室に置かないようにし、活動場所で管理する。
- (2) 物品を遺失または拾得した場合は、すみやかに生徒部に届出る。

#### 7. 携帯電話の使用について

- (1) 携帯電話は持ち込み可とする。ただし、授業中の使用は禁止とし、必ず電源を切ること。

#### 8. 校舎・施設・備品の使用

- (1) 次の施設を使用する場合は、次の責任者の許可を必要とする。  
普通教室・特別教室…担任・管理責任者。和室…茶道部顧問。 体育施設…体育科。  
生徒会室…生徒部の係。多目的室…総務部長。 自習室・特 2・3・4 教室…教務部長。
- (2) 施設使用の注意
  - 安全に注意して活動（危険が予想される行為は禁止）する。昼休みの活動は予鈴までとする。
  - 体育施設以外の場所で運動用具を使用してはいけない。
  - 昇降口下周辺での、ボールの使用は、禁止とする。
  - 授業時間中は中庭・ベランダへ出入しないこと。
  - エレベーターを使用する時は担当の先生に申し出て鍵をかりること。
- (3) 学校備品を使用する際は、管理責任の先生の許可を得る。
- (4) 学校施設・備品を破損した場合は、担任・生徒部及び経営企画室に届け出る。
- (5) 自習時間・空き時間にはホームルーム教室か図書館で静かに自習する。

#### 9. 掲示・放送・募金その他

- (1) 自治活動、又はホームルーム活動に関係して、ビラ・印刷物の配布・掲示・放送・署名・募金などを行うときは、次のようにする。
  - ア. 印刷物・掲示物…責任者を明示し、生徒部に届け出て配付・掲示する。ただし、ビラは禁止する。掲示物は 20 枚までとし、所定の場所に掲示し、期間を過ぎたら速やかに撤去する。
  - イ. 放送…責任者が放送部に依頼する。

ウ. 募金・署名など…生徒会規約に示されているものは、生徒部に届けて行う。示されていないものは中央委員会の承認をうける。

(2) 生徒が外部の依頼をうけて、上記(1)のことは行う場合、又は外部に対し上記(1)のことは行う場合は、生徒部に相談すること。

(3) 生徒による販売行為は原則として認めない。

## 10. 部活動心得

### (1) 活動時間

ア. 通常は下校時刻(16時55分)を厳守する。ただし休日、休業中の活動時間は9時～16時。(活動内容は年間活動計画表に基づいて活動する。)

イ. 委員会活動や清掃当番がある場合は、それを優先すること。

ウ. 休業中の活動(時間は休日に同じ)は部長会でとりまとめの上、活動計画表を作成しその予定に従って活動すること。一覧表にない場合は活動できない。

### (2) 特別活動について

ア. 通常の活動時間外の活動(早朝7時30分～8時15分、残留16時55分～18時10分)・校外での活動・対外活動などを行う場合は、2日前までに「特別活動願」を生徒部に提出し許可を受ける。許可された願は活動中携帯し必要に応じて提示する。

イ. 特別活動にあたっては、顧問またはその代理の職員が付き添わなくてはならない。

ウ. 特別活動では特に顧問・関係職員の指示に従い、他の部・職員に絶対に迷惑をかけるない。

エ. 休日活動は原則として認めない。ただし特別の事情で活動する場合は、顧問印をもらい2日前までに「特別活動願」を提出し許可を受ける。

オ. 対外活動について(校内、校外いずれの場合も同じ)

●他校・外部団体との試合、交歓会、討論会などを行うときは、事前に顧問と相談の上「特別活動願」を提出すること。

●高体連主催の試合等のためにやむをえず授業を欠席する場合は、事前に「公欠願」を提出すること。

### (3) 施設使用の注意

ア. 体育館施設・グラウンド・多目的コートでは一切飲食しないこと。

イ. 活動場所は常に整理整頓を心がける。活動終了後は必ず清掃・整備をし、電気・換気扇・ストーブを消し、窓を閉めて下校すること。

ウ. 校庭が雨天等でぬかっている場合は校庭を使用しない。

エ. スパイクシューズの着用はグラウンド内に限る。

### (4) 一般的注意事項

ア. すべての活動において顧問との連絡を密にする。

イ. 予測される事故についての対策を立案しておく。活動中に事故が起こったときは、ただちに顧問・日直・生徒部に連絡し、指導を受ける。

- ウ. 教室・特別教室を使用する場合は必ず管理者の許可を得ること。
- エ. 貴重品の管理に十分注意する。
- オ. 部室などの使用にあたっては文化委員会や体育委員会及び顧問の指示に従う。
- カ. 学校が管理する物品の借用は「借用願」を関係の先生に提出し、返却は管理者立ち会いのもとに行う。
- キ. コーチを必要とする部は、顧問を通じ職員会議の承認を求める。
- ク. 予算請求は年間計画に基づいて行う。
- ケ. 掲示物は 20 枚までとし、所定の場所に掲示する。期間は 4 週間とする。
- コ. 休日活動、早朝練習の際は、体育館棟の機械警備が解除されていることを確認してから、部室等を使用すること。